

下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国が定める社会資本整備総合交付金要綱（平成22年3月26日制定）及び山口県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づき、危険住宅の移転又は建築物の土砂災害対策改修を促進し、危険住宅及び建築物の被害の防止を図ることにより、もって住民の安心及び安全を確保することを目的とする下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金（以下第6条第1号を除き「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域で下関市内の区域をいう。

(2) 危険住宅 がけ地の崩壊等による危険が著しい、次のア若しくはイの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）又は次のアからエまでのいずれかの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、市長が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第40条の規定により山口県建築基準条例（昭和47年山口県条例第42号）第7条に規定する擁壁を設けなければならない区域で下関市内の区域

イ 土砂災害特別警戒区域

ウ 土砂災害防止法第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域

エ 第3条に規定する補助対象事業に着手した時点（住宅の建設、購入又は改修に係る契約を締結した日をいう。）において、過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

(3) 居室を有する建築物 土砂災害特別警戒区域内に存する居室を有する建築物で、当該区域に指定される前に建築されたもの又は当該区域に指定された日において現に建築等の工事中であったもので当該工事が完了したものをいう。

(4) 土砂災害対策改修 土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない居室を有する建築物を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合させる改修をいう。

(5) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者をいう。

(6) 建築士事務所 建築士法第23条第1項に規定する一級建築士事務所又は二級建築士事務所をいう。

(7) 解体業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）第21条1項の解体工事業の登録を受けている者で、かつ、下関市内に本店、支店、営業所、事務所等を有するものをいう。

（交付の対象）

第3条 市は、公益上必要があると認める次条に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者に対して、その実施に必要な経費（以下「補助対象経費」という。）の全部又は一部について補助金を交付する。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれかの事業とする。

(1) 危険住宅の移転及び除却を行う事業（以下「移転事業」という。）

(2) 土砂災害対策改修を行う事業（以下「改修事業」という。）

2 移転事業は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 正当な権限を有する者が行う移転事業であること。
- (2) 移転先が下関市内であって、次のいずれにも該当しない区域であること。
ただし、補助対象経費に危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修（購入に伴う改修をいう。以下同じ。）に要する経費を含めない場合は、この限りでない。

ア 第2条第2号アからエまでの区域

イ 土砂災害防止法第7条第1項の土砂災害警戒区域

ウ 災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）

エ 市街化調整区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。）であって、浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）に該当する区域

- (3) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為で、同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。
- (4) 移転先住宅の建設（購入を除く。）は、建設物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合する住宅であること。
- (5) 危険住宅を除却すること。ただし、市長が住民の安心・安全の確保に支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- (6) 解体業者に依頼して行う除却工事であること。

3 改修事業は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 正当な権限を有する者が行う改修事業であること。
- (2) 建築士事務所に所属する建築士により構造設計及び工事監理が行われた土砂災害対策改修であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、危険住宅又は居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の所有者（住宅等の所有者が2人以上いる場合にあつては当該所有者の代表者とし、区分所有建築物にあつては当該建築物の管理組合等とする。）かつ居住者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合で、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 補助対象事業を他の制度に基づく補助金等の交付を受けて実施しないこと。

(2) 下関市の市税（以下「市税」という。）を滞納していないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(事前相談)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、補助対象事業を実施しようとする前年度の市長が別に定める期間中に、下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金事前相談書（様式第1号。以下「相談書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 相談書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業予定書（様式第2号）

(2) 住宅等の位置図（付近見取図）

3 市長は、相談書の提出があつたときは、住宅等が存する区域や事業予定内容が補助対象事業として適当かどうか確認し、適当であると認めるときは、その旨を申出者に下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金事前確認書（様式第3号。以下「確認書」という。）により通知するものとする。この場合において、市長は、次条に規定する補助金の交付の申請

時において必要となる書類その他必要な事項があると認めるときは、確認書に条件を付すことができる。

4 確認書は、補助金の交付を申出者に対して決定したものではない。

(交付の申請)

第8条 確認書の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住宅等の位置図（付近見取図）

(2) 住宅等の配置図（住宅等が存する区域が分かるもの）

(3) 住宅等の写真

(4) 住宅等に係る固定資産（土地・家屋）課税台帳兼名寄帳又は全部事項証明書の写し（これらの書類がない場合は、これらに代わるものとして市長が認めた書類）

(5) 住宅等の建築時期が分かる書類（前号の書類により住宅等の建築時期が分かる場合は除く。）

(6) 市税の滞納がないことの証明書

3 前項に掲げるもののほか、移転事業にあつては、次に掲げる書類（補助対象経費に危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費を含めない場合にあっては、第4号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

(1) 移転事業計画書（様式第5号）

(2) 危険住宅の除却に係る解体業者の見積書（内訳の記載されたものに限る。）（第4条第2項第5号ただし書の適用を受けている場合は除く。）

(3) 前号の解体業者の建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可書又は解体工事業の届出書の写し

(4) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これらに必要な土地の取得を含む。）又は改修をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れる場合の当該借入金利子の計算書

(5) 確認書において必要となる書類とされた書類

(6) その他市長が必要と認める書類

4 第2項に掲げるもののほか、改修事業にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 改修事業計画書（様式第6号）

(2) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書（土砂災害対策改修に係る工事に併せてリフォームその他の補助金の交付の対象外となる工事を行う場合は、当該対象外の工事を区分した全体の内訳書）

(3) 建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることが確認できる書類（建築基準法の規定による確認の申請が必要な場合は、確認済証）

(4) 確認書において必要となる書類とされた書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の交付を決定した場合は、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金交付決定通知書（様式第7号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第9条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（事業の実施）

第12条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助事業

者」という。)は、適切に補助対象事業を実施しなければならない。

- 2 補助事業者が前条第1項の規定による通知を受ける前に補助対象事業に着手した場合は、当該補助事業者に対しては補助金を交付しない。

(申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金取下げ申出書(様式第9号)により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金変更承認申請書(様式第10号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による申請においては、第8条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、前項の申請書に添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

- 3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

- 4 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 5 市長は、前項の場合において、下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金変更等決定通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日まで、下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金完了届（様式第12号。以下「完了届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 完了届には、移転事業にあつては、次に掲げる書類（補助対象経費に危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費を含めない場合にあっては第5号及び第6号に掲げるものを除き、改修に要する経費のみを含めない場合にあっては第5号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

- (1) 移転事業実績報告書（様式第13号）
- (2) 危険住宅の除却後の跡地の写真（第4条第2項第5号ただし書の適用を受けている場合は、添付不要。次号及び第4号において同じ。）
- (3) 危険住宅の除却に係る契約書、請求書及び領収書の写し
- (4) 廃棄物に関する処分証明書（マニフェスト伝票）等の写し
- (5) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これらに必要な土地の取得を含む。）又は改修に係る契約書及びこれらをするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れたことを証する書類の写し（当該借入金利子及び利率が分かるもの）
- (6) 移転先住宅が、省エネ基準に適合していることが確認できる書類の写し（移転先住宅が、新築の場合に限る。）
- (7) 住民票の写し（転居日、移転後の住所及び移転前の住所が記載されたもの）
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 完了届には、改修事業にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 改修事業実績報告書（様式第14号）
- (2) 土砂災害対策改修の実施状況（施工前、施工中、完了時）写真
- (3) 土砂災害対策改修に係る工事費の契約書（土砂災害対策改修に係る工事に併せてリフォームその他の補助金の交付の対象外となる工事を行う場合は、当該対象外の工事を区分した全体の内訳書）、請求書及び領収書の写し

(4) 建築基準法の規定による検査済証の写し（補助金の交付の申請の際に確認済証を提出した場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第16条 市長は、完了届の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金交付確定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第18条 第16条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内に補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (4) この要綱に違反したとき。
 - (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
 - (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 前2項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 4 第1項の規定による取消しの通知は下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金交付取消通知書（様式第17号）により、第2項の規定による返還の命令は下関市土砂災害特別警戒区域等内における住宅等の移転等補助金返還命令書（様式第18号）により行うものとする。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（報告、検査及び指示）

第23条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、令和 9 年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。